

技術の移転及び事業化促進に関する法律

全部改正 2006.12.28 法律第 8108 号	他法改正 2012.01.26 法律第 11232 号
改正 2008.02.29 法律第 8852 号	他法改正 2013.03.23 法律第 11690 号
改正 2008.03.21 法律第 8934 号	一部改正 2014.01.21 法律第 12284 号
改正 2009.01.30 法律第 9369 号	他法改正 2014.11.19 法律第 12844 号
改正 2009.04.01 法律第 9582 号	一部改正 2017.03.21 法律第 14663 号
改正 2009.05.21 法律第 9689 号	他法改正 2017.07.26 法律第 14839 号
一部改正 2010.04.12 法律第 10251 号	一部改正 2018.04.17 法律第 15571 号
一部改正 2012.01.26 法律第 11231 号	

第 1 章 総 則

第 1 条(目的) この法は、公共研究機関で開発された技術が民間部門に移転され事業化されることを促進し、民間部門で開発された技術が円滑に取り引きされ事業化されることできるように関連施策を樹立・推進することにより産業全般の技術競争力を強化して国家経済の発展に貢献することを目的とする。

第 2 条(定義) この法で使用する用語の意味は、次の通りである。

1. “技術”とは、次の各目のいずれか一つに該当することをいう。
 - イ.「特許法」など関連法律によって登録された特許・実用新案・デザイン・半導体集積回路の配置設計及びソフトウェアなどの知的財産
 - ロ. イ目の技術が集積された資本財
 - ハ. イ目またはロ目の技術に関する情報
 - ニ. その他イ目乃至ハ目に準ずるものであって、大統領令が定めること
2. “技術移転”とは、技術が譲渡、実施権許諾、技術指導、共同研究、合作投資または引受・合併などの方法を通じて技術保有者(当該技術を処分する権限がある者を含む)からそれ以外の者に移転されることをいう。
3. “事業化”とは、技術を利用して製品の開発・生産及び販売をし、またはその過程の関連技術を向上させることをいう。
4. “技術評価”とは、事業化を通じて発生しうる技術の経済的価値を価額・等級または点数などで表現することをいう。
5. “公共技術”とは、技術の所有権・実施権または利用権などが公共研究機関に帰属された技術をいう。
6. “公共研究機関”とは、次の各目のいずれか一つに該当する機関をいう。
 - イ. 国・公立研究機関
 - ロ. 「科学技術分野政府出捐研究機関などの設立・運営及び育成に関する法律」第 8 条第 1 項の規定によって設立された政府出捐研究機関
 - ハ. 「特定研究機関育成法」第 2 条の適用を受ける特定研究機関

二、「高等教育法」第2条の規定による学校

ホ. その他「民法」または他の法律によって設立された研究開発と関連された法人・団体であつて、技術の移転及び事業化(以下“技術移転・事業化”という)の促進のために大統領令が公共研究機関で定めて機関

7.“関係中央行政機関”とは、企画財政部、**教育部**、科学技術情報通信部、産業通商資源部、その他大統領令が定める機関をいう。

8.“特許信託管理業”とは、「特許法」第87条第1項によって設定登録された特許権のうち、同法第85条第1項による特許原簿に専用実施権または通常実施権の設定が登録されていない特許権を持った者のために、その特許権を信託されて特許権または実施権の移転、技術料の徴収及び分配など大統領令で定める管理業務を行う業を言う。

第3条(政府などの責務) ①政府は、この法の目的が達成されることができるように技術移転・事業化を促進するための施策を樹立・施行しなければならない。

②地方自治体は、第1項の施策によって管轄区域の特性を考慮してその地域の技術移転・事業化を促進するための施策を樹立・施行しなければならない。

③公共研究機関は、公共技術が民間部門に円滑に移転されるように努力しなければならない。

第4条(他の法律との関係) ①技術移転・事業化に関して他の法律で定めている場合を除いてはこの法を適用する。

②この法による技術信託管理業に対しては、「資本市場と金融投資業に関する法律」を適用しない。ただし、技術信託管理業の営業行為に関しては、「資本市場と金融投資業に関する法律」第102条、第104条、第108条第2号、第4号から第7号まで、第109条第1号から第6号まで、第8号から第10号まで及び第113条から第117条までの規定を準用する。

第2章 技術移転・事業化促進計画の樹立など

第5条(技術移転・事業化促進計画の樹立及び施行) ①政府は、技術移転・事業化に関する政策目標を達成するために次の各号の事項が含まれた技術移転・事業化促進計画(以下“促進計画”という)を樹立・施行しなければならない。

1. 技術移転・事業化の政策目標と戦略
2. 促進計画の施行のための予算に関する事項
3. 技術移転・事業化を促進するための事業の推進及び基盤拡充に関する事項
4. 技術評価の活性化方案
5. 事業化促進のための金融支援に関する事項
6. 技術資産流動化の促進に関する事項
7. その他技術移転・事業化を促進するために必要な事項

②産業通商資源部長官を除いた関係中央行政機関の長は、促進計画の樹立のためにその機関の研究開発事業に対する技術移転・事業化の促進のための計画を樹立して産業通商資源部長官に通報しなければならない。

③関係中央行政機関の長は、第2項の計画を樹立する時には所管分野に対する国家研究開発事業関連資金の中で一部を技術移転・事業化促進事業の遂行に支援するようにする内容を含むことができる。

④産業通商資源部長官は、第2項によって通報を受けた計画を総合して促進計画を樹立する。この場合、促進計画は年間推進計画と3年単位の中期推進計画で構成する。

⑤削除

⑥促進計画の樹立及び施行に必要な事項は、大統領令で定める。

第6条 削除

第3章 技術移転・事業化基盤の拡充

第7条(技術移転・事業化情報の登録及び提供促進) ①政府は、技術移転・事業化を促進するために技術、技術人力、設備及び技術評価に関する情報など技術移転・事業化に関する情報を体系的に提供するための施策を講じなければならない。

②次の各号のいずれか一つに該当する者が技術を移転しようとする場合には、その技術が国家機密に該当するなど大統領令で定める特別な事由がある場合を除いては技術の内容などを6ヶ月以内で大統領令で定める期間に「産業技術革新促進法」第38条による韓国産業技術振興院(以下“技術振興院”という)に登録しなければならない。

1. 公共研究機関
2. 公共研究機関ではない機関・団体であって国家、地方自治体または「公共機関の運営に関する法律」第4条による公共機関(以下“公共機関”という)の支援を受けて技術を開発・保有する機関及び団体
3. 「産業技術研究組合育成法」による産業技術研究組合

③政府は、技術移転・事業化に関する情報の提供業務を次の各号の機関をして遂行するようにしてこれを支援することができる。

1. 技術振興院
2. 第10条による技術取引機関
3. 第11条による専担組織
4. 第12条による事業化専門会社
5. 第35条による技術評価機関
6. その他大統領令で定める関係専門機関

④第2項による技術移転・事業化情報の登録に関する具体的な方法と第3項による支援に必要な事項は、大統領令で定める。

第8条(実態調査) ①政府は、技術移転・事業化の促進に必要な基礎資料を確保するために技術移転・事業化に関する実態などを調査することができる。

②産業通商資源部長官は、関係中央行政機関の長と公共研究機関の長に第1項による実態調査に必要な資料の提出を要請することができる。この場合、資料提出の要求を受けた機関の長は、企業の経営・営業上秘密の維持など大統領令で定める特別な事由がある場合を除いては、これに協調しなければならない。

③第1項と第2項による実態調査をする場合、実態調査での具体的な資料作成の範囲などに関しては、大統領令で定める。

第9条 削除

- 第10条(技術取引機関の指定・取消及び支援)** ①関係中央行政機関の長は、技術移転・事業化促進のために技術取引のための専任人力など大統領令で定める基準を取り揃えた者を技術取引期間に指定することができる。
- ②第1項によって指定された技術取引機関(以下“技術取引機関”という)は、次の各号の事業をする。
1. 技術移転・事業化対象技術の把握、需要調査、分析及び評価
 2. 技術移転・事業化情報の収集・管理・流通及び関連情報網構築
 3. 技術移転の仲介・斡旋
 4. その他技術移転・事業化情報の流通を促進する事業であって大統領令で定める事業
- ③関係中央行政機関の長は、技術取引機関が次の各号のいずれか一つに該当すると、その指定を取り消すことができる。ただし、第2号、第4号又は第5項に該当すると、その指定を取り消さなければならない。
1. 指定された後2年間技術取引実績がない場合
 2. 偽り若しくはその他の不正な方法で指定を受けた場合
 3. 第5項による通報の義務を3回以上履行しない場合
 4. 自ら指定の取り消しを希望する場合
 5. 閉業などによって第2項の事業をすることができなくなった場合
 6. 第1項による指定基準に達さなくなった場合
- ④政府は、技術取引機関が第2項各号の事業をするのにかかる経費を予算の範囲で支援することができる。
- ⑤技術取引機関は、第2項の事業による技術取引に関する情報を技術振興院に通報しなければならない。
- ⑥第3項による指定の取消手続き、第4項による政府の支援、第5項により通報すべき技術取引に関する情報の範囲などに関して必要な事項は、大統領令で定める。

- 第11条(公共研究機関の技術移転・事業化専任組織)** ①大統領令で定める公共研究機関の長は、公共研究機関に技術移転・事業化に関する業務を専任する組織(以下“専任組織”という)を設置しなければならない。この場合、「高等教育法」第3条による国立学校及び公立学校(以下“国公立学校”という)に設置する専任組織は法人にしなければならない。
- ②国公立学校の専任組織に関しては、この法で定めたことを除いては「民法」中財団法人に関する規定を準用する。
- ③政府は、専任組織を設置した公共研究機関に対してその活動に必要な支援ができる。
- ④第1項による専任組織の設置・運営及び第3項による支援などに必要な事項は、大統領令で定める。

- 第12条(事業化専門会社)** ①政府は、民間部門の事業化を促進するために事業化支援を専門的に遂行する会社として第12条の2により指定された会社(以下“事業化専門会社”という)に対する育成・支援施策を設けなければならない。
- ②政府は、事業化専門会社に対し事業化支援にかかる費用の全部または一部を支援することができる。
- ③政府は、事業化専門会社に対し第15条第1項による技術移転・事業化促進事業に優先して参与するようすることができる。

第 12 条の 2(事業化専門会社の指定及び指定取消) ①関係中央行政機関の長は、次の各号の事業のうち 1 つ以上の事業をする会社であつて、事業化支援のための専任人力及び施設など大統領令で定める基準を備えた会社を事業化専門会社に指定することができる。

1. 事業化関連情報の収集・分析及び提供
2. 事業化を促進するための技術の発掘・開発・融合などの支援
3. 事業化に関する相談及び諮問
4. 事業化に必要な資金の誘致及び投資

②関係中央行政機関の長は、事業化専門会社が次の各号のいずれか一つに該当すると、その指定を取り消すことができる。但し、第 2 号、第 4 号または第 5 号に該当すると、その指定を取り消さなければならない。

1. 指定された後 2 年間大統領令で定める事業化支援実績がない場合
2. 偽り若しくはその他の不正な方法で指定を受けた場合
3. 第 12 条の 3 第 1 項による通報の義務を 3 回以上履行しなかった場合
4. 自ら指定の取消を望む場合
5. 廃業などにより第 1 項の事業ができなくなった場合
6. 第 1 項による指定基準に達さなくなった場合

第 12 条の 3(事業化支援実績などの通報) ①事業化専門会社は、企業の経営・営業上秘密の維持など大統領令で定める特別な事由がある場合を除いては、事業化支援実績などを産業通商資源部長官に通報しなければならない。

②第 1 項による通報範囲及び手続きなどに関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 13 条(技術移転・事業化専門人材の養成及び支援) ①政府は、技術移転・事業化及び技術評価に必要な人力需要を満たすために技術評価・技術経営及び技術契約など(以下この条で“技術評価”という)に関する専門人材(以下“専門人材”という)を養成しなければならない。

②政府は、専門人材を養成するために関連機関に教育設備の確保、教材開発と教育施行などにかかる費用の全部または一部を支援することができる。

③政府は、専門人材を養成するために関連法律で定めるところに従い国家資格制度を導入し、または「高等教育法」第 2 条による学校が同法第 21 条によってその教育課程に技術評価などに関する内容を含むことができるようにするなど必要な施策を設けなければならない。

④第 2 項の支援と第 3 項の施策に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 14 条(技術取引社の登録・育成及び支援) ①技術移転・事業化に関する専門知識のある人は、産業通商資源部長官に技術取引社に登録することができる。

②第 1 項によって技術取引社に登録しようとする人は、大統領令で定める技術取引の経歴及び資格などの基準を備えて大統領令で定める教育を受けなければならない。

③第 1 項により登録した人は、技術移転・事業化に関する専門的な相談・諮問・指導業務及び技術移転の仲介・斡旋など技術の取引などを支援する業務を遂行する。

④産業通商資源部長官は、技術取引社が次の各号のいずれか一つに該当すると、その登録を取り消すことができる。但し、第 1 号に該当すると、その登録を取り消さなければならない。

1. 偽り若しくはその他の不正な方法で登録をした場合
 2. 偽り若しくはその他の不正な方法で第3項による業務を遂行した場合
 3. 他人をして自己の登録名義を使用させた場合
- ⑤産業通商資源部長官は、技術取引社に技術取引業務の遂行に必要な情報提供及び教育など必要な支援をすることができる。

第4章 技術移転・事業化の促進

第15条(技術移転・事業化促進事業の推進) ①政府は、技術移転・事業化の支援、事業化と関係された技術開発の支援など技術移転・事業化促進事業を推進しなければならない。

②関係中央行政機関の長は、所管分野に関する国家研究開発事業関連資金の執行計画に技術移転・事業化促進事業を含ませなければならない。

③関係中央行政機関の長は、技術移転・事業化促進事業を効率的に推進するために必要と認める場合には、大統領令で定める機関をして技術移転・事業化促進事業の企画・管理及び評価に関する業務を代行させることができる。この場合、関係中央行政機関の長は、その業務を遂行するのにかかる費用の全部または一部を出捐するか、または支援することができる。

④技術移転・事業化促進事業を推進する場合、その促進事業の管理などに必要な事項は、大統領令で定める。

第15条の2(技術移転・事業化促進事業の遂行機関) ①産業通商資源部長官は、技術移転・事業化促進事業を効率的に推進するために技術振興院をして次の各号の事業をさせることができる。

1. 常設技術取引市場の開設・運営など技術移転のための仲介・斡旋支援
 2. 技術移転・技術評価関連情報の収集・分析・評価及び提供
 3. 技術に対する投資
 4. 技術取引機関、専担組織及び第35条による技術評価機関などとの関係体制構築
 5. 第14条による技術取引社に対する支援及び管理
 6. 技術評価及び技術評価技法の開発・補給
 7. 技術移転・評価及び事業化のための専門人力養成
 8. 技術移転・事業化に関する統計調査・研究
 9. 技術信託管理に関する事業
 10. 技術の買入及び買入れるか信託された技術の追加開発
 11. 流動化証券の買入など技術資産流動化事業の推進
 12. 技術などの寄付採納に関する事業
 13. その他技術移転・事業化促進のために必要な事業であって大統領令で定める事業
- ②次の各号のいずれか一つに該当する者は、技術振興院の技術移転・事業化促進事業の推進に必要な費用の一部を出捐するか支援することができる。
1. 国家及び地方自治団体
 2. 公共機関(政府の出資持分がある公共機関は除く)

3. 「民法」によって設立された非営利法人
 4. 技術移転・事業化関連事業者団体
 5. 技術移転・事業化関連法人または団体であって大統領令で定める者
- ③第2項による費用の出捐または支援に必要な事項は、大統領令で定める。

第16条(国際技術移転・事業化の促進) ①政府は、政府・企業・大学・研究所及び団体などが国際機構または外国の政府・企業・大学・研究所及び団体などとの相互技術移転・事業化に関する国際協力を促進するための施策を設けなければならない。

②関係中央行政機関の長は、技術移転・事業化に関する国際協力を促進するために次の各号の事業を推進することができる。

1. 技術移転・事業化に関する国際協力のための調査・研究
2. 技術移転・事業化と関連された専門人材及び情報の交流
3. 外国の技術移転・事業化支援機関などとの協力体系構築
4. 国内技術の輸出または国外技術の導入促進
5. 国内外企業間合作法人の設立支援
6. その他技術移転・事業化に関する国際協力を促進するために大統領令で定める事業

第17条(地方自治体の技術移転・事業化促進事業に対する支援) ①政府は、地方自治体と共同で技術移転・事業化促進事業を推進することができる。この場合、政府は地方自治体に必要な費用を支援することができる。

②第1項による地方自治体の技術移転・事業化促進事業には、次の各号の事項が含まれる。

1. 企業の技術移転促進事業
2. 技術の事業化を促進するための技術保護・育成事業
3. 技術の事業化のための専用団地造成事業

③政府は、地方自治体が技術移転・事業化を促進するために該当地域の公共研究機関、技術取引機関及び事業化専門会社などその地域の技術移転・事業化を支援する機関で協議会を構成する場合には、その協議会を支援することができる。

第18条(技術保護・育成事業の実施) ①政府は、事業化を促進するために事業化の可能性がある技術を保有した企業に対して資金、人力、情報、設備及び技術指導などを支援する技術保護・育成事業を実施することができる。

②第1項による技術保護・育成事業の対象・方法などに関して必要な事項は、大統領令で定める。

第19条(公共技術の移転・事業化促進) ①政府は、公共技術を民間部門に移転する時には、公正で秩序ある取引行為が成り立つように手続きと方法を設けなければならない。

②公共研究機関の長は、該当機関の研究者が開発した技術の移転で発生する技術料の日程部分を研究者と公共研究機関所属役員と職員の中で技術移転に寄与した人であって大統領令で定める人に適正に配分しなければならない。

③政府は、次の各号のいずれか一つに該当する者が公共技術の事業化を推進する場合、必要な人力、設備及び費用などを支援することができる。

1. 技術持株会社及び第21条の4による出資会社

2. 「研究開発特区の育成に関する特別法」第 2 条第 6 号による研究小企業
 3. 「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第 2 条第 8 項による新技術創業専門会社
 4. 「産業教育振興及び産学協力促進に関する法律」第 2 条第 6 号及び第 7 号による産学協力技術持株会社及び子会社」
 5. その他大統領令で定める者
- ④第 2 項による技術料の適正配分に関する基準・方法とその他必要な事項は、大統領令で定める。

第 20 条(民間技術の移転・事業化) ①政府は、公共技術以外の技術(以下この条で“民間技術”という)の移転が民間企業間に円滑に成り立つようにするために技術供給者と技術需要者間に民間技術の売買を通じた技術取引行為が成り立つ技術市場を活性化するための方案を設けなければならない。

②政府は、民間技術の移転・事業化を促進するために金融支援など必要な支援方案を設けなければならない。

第 21 条(公共技術の移転・事業化の促進に関する規定) ①公共研究機関の長は、公共技術の移転・事業化の促進に関する規定を制定して運営しなければならない。

②第 1 項による規定に含まれるべき事項は、大統領令で定める。

第 21 条の 2(技術などの寄付採納) ①次の各号に該当する者は、技術などを国家に寄付採納することができる。

1. 公共研究機関
2. 「産業教育振興及び産学協力促進に関する法律」第 25 条による産学協力団
3. 民間企業

②産業通商資源部長官は、「国有財産法」第 8 条にかかわらず、第 1 項により寄付採納された技術などを管理・処分[現物出資は除く]する。

③第 1 項により寄付採納された技術などの移転及び事業化で技術料など収益が発生する場合、寄付採納をした者またはその技術などの開発者に補償することができる。

④第 2 項による技術などの管理・処分などに必要な事項及び第 3 項による補償の基準・方法などに関する事項は、大統領令で定める。

第 21 条の 3(技術持株会社の設立) ①公共研究機関は、単独でまたは他の公共研究機関と共に技術持株会社を設立することができる

②技術持株会社は次の各号の要件を備えなければならない。

1. 「商法」による株式会社であること
2. 役員が「国家公務員法」第 33 条各号による欠格事由に該当しないこと
3. 保有人力と保有施設が大統領令で定める基準以上であること
4. 保有技術が「低炭素緑色成長基本法」第 2 条第 3 号による緑色技術または「産業発展法」第 5 条第 1 号による尖端技術に該当すること

③第 1 項により技術持株会社を設立する場合、公共研究機関は大統領令で定めるところに従い産業通商資源部長官に登録しなければならない。

④公共研究機関は、該当機関が設立した技術持株会社の発生株式総数の 100 分の 50 を超過して保有しなければならない

らない。この場合、公共研究機関は株式を保有するにおいて政府の出捐金を使用することができる。

⑤公共研究機関は、技術持株会社に技術などを現物出資するか移転することができる。

⑥公共研究機関が技術などを現物出資する場合には、第 23 条を準用する。

第 21 条の 4(出資会社の設立など) ①技術持株会社は、保有した技術を活用して直接出資会社を設立するか第 3 の会社の株式または持分を引き受けて出資会社に編入することができる。

②技術持株会社は、大統領令で定める期間の間は出資会社株式の 100 分の 20 以上を保有しなければならない。但し、持分譲渡など大統領令で定める事由がある場合は、その限りでない。

③技術持株会社が出資会社に技術などを現物出資する場合には、第 23 条を準用する。技術持株会社が第 21 条の 3 第 5 項により現物出資された技術などを大統領令で定める期間内に再び出資会社に現物出資する場合には、現物出資される当時の価値評価結果を援用して法院に報告することができる。

第 21 条の 5(技術持株会社の業務) 技術持株会社は、次の各号の業務をする。

1. 公共研究機関若しくは該機関が設立した技術持株会社若しくは出資会社が保有した技術移転・事業化
2. 第 1 号による技術移転・事業化のための出資会社の設立または出資会社株式の引き受け
3. 出資会社に対する技術保育、創業保育、その他の技術及び経営諮問
4. 出資会社に対する直接または集合投資機構(関係法令による投資機構を含む。以下同じ)を通じた投資または投資の誘致
5. 出資会社の設立または運営を目的とする集合投資機構の結成または運用
6. 第 1 号から第 5 号までの規定に付随される事業で大統領令で定める事業

第 21 条の 6(技術持株会社の登録取消) 産業通商資源部長官は、技術持株会社が次の各号の一つに該当すると、その登録を取り消すことができる。ただし、第 1 号に該当すると、その登録を取り消さなければならない。

1. 偽り若しくはその他の不正な方法で登録した場合
2. 第 21 条の 3 第 2 号による登録要件または同条第 4 項に合わなくなった場合
3. 第 21 条の 5 各号に該当する業務以外の業務をした場合

第 21 条の 7(技術持株会社の運営など) ①公共研究機関の研究員または職員は、技術持株会社の代表者若しくは役員として勤務するために休職することができる。

②公共研究機関は、技術持株会社に対する投資で発生した配当金・収益金と剰余金などを公共研究機関の固有目的事業若しくは研究開発または該当技術持株会社に対する再投資、技術移転・事業化の推進などに使用しなければならない。

③第 1 項及び第 2 項による細部事項及びその他技術持株会社の運営と関連して必要な事項は、大統領令で定める。

第 22 条(研究開発成果の権利化支援) ①政府は、研究開発成果が迅速に権利化されて技術需要者に移転されることできるように特許など知識財産権の確保・維持及び管理のための施策を設けなければならない。知識財産権の確保・維持及び管理に必要な支援ができる。

②政府は、第 7 条第 2 項によって保有技術の内容などを技術振興院に登録した者にその技術に対する知識財産権を

確保・維持するのに必要な費用の一部を支援することができる。

第 23 条(技術の現物出資などに対する特例) ①技術を企業に現物出資しようとする者が技術振興院または第 35 条による技術評価機関(以下“技術振興院など”という)の評価を受けた場合、その評価内容は「商法」第 299 条の 2 または第 422 条によって公認された鑑定人が鑑定したものと見る。

②第 1 項の場合、技術振興院などの技術評価を担当する者は、「商法」第 625 条、第 630 条及び第 635 条を適用する時には、鑑定人と見る。

③「資本市場と金融投資業に関する法律」第 9 条第 15 項第 3 号による株券上場法人が同法第 165 条の 4 の合併などによる合併価額などを算定するために技術振興院などの技術評価を受けた場合には、同条による基準で評価したものと見る。

第 24 条(公共研究開発成果の帰属など) ①国家、地方自治団体または公共機関は、研究開発にかかる経費を支援して獲得した成果に対して特許など知識財産権を確保しようとする努力をしなければならない。

②国家、地方自治団体または公共機関は、第 1 項によって知識財産権を確保しようとする場合、その研究開発に参加した機関・企業(国公立学校の場合には第 11 条第 1 項後段による専担組織をいい、以下この条で“参加機関”という)及び研究者の権益を保障しなければならない。

③国家、地方自治団体または公共機関は、彼が推進し、または支援する研究開発事業で生成された成果に大統領令で定めるところによってその活用に関する条件を付けてこれを参加機関などに帰属させることができる。

④公共研究機関は、第 3 項によって帰属された公共技術を直接利用し、または関連法律によって利用が制限されるなど特別な事由がある場合を除いては、企業などが利用することができるように努力しなければならない。この場合、公共研究機関は公共技術を利用させるとき必要な条件を付けることができ、**該当公共技術の事業化に収益が発生するときまで徴収を猶予したり、収益に比例して分けて納付または一定金額を納付するようにする等、当事者間合意し、定める方法により中小企業等の公共技術の利用者から技術料を徴収することができる。**

⑤公共研究機関は、第 4 項によって公共技術の利用を承諾しようとする場合には、公共技術を利用しようとする企業などに対して均等な機会を保障しなければならない。但し、公共技術の開発に投資した企業などに対しては、大統領令で定める期間の間優先権を付与することができる。

⑥国公立学校の専担組織は、第 3 項によってその専担組織に帰属された公共技術の利用で発生した技術料を国公立学校の長と協議して次の各号の用途に使用することができる。

1. 研究者に対する補償金
2. 研究開発
3. 技術移転・事業化
4. 知識財産権の出願・登録及び関連業務
5. 専担組織の運営
6. その他大統領令で定める用途

⑦第 3 項によって参加機関などに帰属された公共技術の管理、第 4 項による公共技術の利用手続き・条件及び技術料の徴収、第 5 項による優先権、第 6 項による技術料の使用に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 25 条(予算を節減した者に対する奨励金支給) ①政府は、事業化を促進するために事業化対象技術を適用して該

当事業に割り当てられた予算を節減する場合には、節減された予算の一定額を予算を節減した者に奨励金として支給することができる。

②第1項による奨励金の支給基準及び方法などに関する細部事項は、大統領令で定める。

第5章 技術移転・事業化に対する金融支援など

第26条(事業化のための金融支援) 政府は、「中小企業基本法」第2条第1項による中小企業(以下“中小企業”という)が事業化を早期に果たすことができるように投資・融資などの金融支援のための基盤を備えなければならない。

第27条(技術資産流動化促進事業の実施) ①関係中央行政機関の長は、次の各号の資金で技術資産流動化を促進するための事業(以下この条で“技術資産流動化促進事業”という)を実施することができる。

1. 政府予算
2. 科学技術振興、中小企業育成などに関連された基金の中で大統領令で定める基金

②関係中央行政機関の長は、第1項各号の資金を次の各号の用途に使用することができる。

1. 技術資産流動化過程で発生する損失の全部または一部の補填
2. 技術評価費用など技術資産流動化促進事業にかかる費用の支出
3. その他技術資産流動化促進事業の実施のために大統領令で定める用途

③第1項と第2項で規定した事項以外に技術資産流動化促進事業の実施に必要な事項は、大統領令で定める。

第28条(技術担保貸出促進事業の実施) ①関係中央行政機関の長は、事業化を促進するために技術を担保にした貸出を促進するための事業(以下“技術担保貸出促進事業”という)を予算の範囲で実施することができる。この場合、関係中央行政機関の長は技術を担保にした貸出による損失の全部または一部を保全することができる。

②第1項で規定した事項以外に技術担保貸出促進事業の実施に必要な事項は、大統領令で定める。

第29条(技術移転・事業化推進費用の支援) ①政府は、技術移転・事業化を推進するのにかかる事業費を充当するようにするために次の各号のいずれか一つに該当する者に財政支援ができる。

1. 公共研究機関、技術振興院、技術取引機関、事業化専門会社及び第35条による技術評価機関
2. 第1号の機関の技術移転・事業化に参加する企業

②第1項による財政支援金の使用及び管理などに必要な事項は、大統領令で定める。

第30条(国有財産の貸付など) ①政府は、技術移転・事業化の推進のために必要な場合には、技術移転・事業化に参加する機関に「国有財産法」及び「物品管理法」にかかわらず国有財産を有償または無償で貸付・譲与し、または使用・収益するようである。

②第1項による貸付・譲与及び使用・収益の条件と手続きなどに必要な事項は、大統領令で定める。

第31条(知識財産権などの無償譲与) ①政府は、産業発展のために特に必要な場合には「国有財産法」にかかわらず大統領令で定めるところに従い研究開発成果として国家に帰属された知識財産権の実施者に対して実施料の全

部または一部を免除し、またはその研究開発課題の研究開発者とその研究開発事業の投資者に対してその知識財産権を無償で譲与することができる。

②政府は、産業発展のために特別に必要な場合には「物品管理法」にかかわらず大統領令で定めるところに従い研究開発課題の研究者及び参加企業にその研究開発に使用されたものとして国家に帰属された研究器械・設備及び試験製品などを無償で譲与することができる。

第6章 技術評価体制の確立

第32条(技術評価の活性化) 政府は、技術評価の活性化のために信頼性ある技術評価をすることができる機関と人材を育成するなど必要な施策を設けなければならない。

第33条(研究開発事業の経済性評価実施) 政府は、研究開発事業成果の以前及び事業化を促進するために研究開発事業が誘発する経済的効果などを評価する経済性評価を実施することができる。

第34条(技術評価技法の開発及び普及) ①政府は、客観的で専門的な技術評価市場を造成するために技術振興院などをして技術評価技法を開発するようにしなければならない。この場合、政府は技術評価技法の開発に必要な支援ができる。

②政府は、第1項によって開発された技術評価技法を公共研究機関、金融会社及び企業などに普及してその活用を促進しなければならない。

第35条(技術評価機関の指定など) ①関係中央行政機関の長は、技術移転・事業化の促進のために技術評価のための専任人材及び管理組織など大統領令で定める基準を取り揃えた機関を技術評価機関に指定することができる。

②第1項によって指定を受けた技術評価機関(以下“技術評価機関”という)は、次の各号の事業をする。

1. 技術評価
2. 技術評価需要の調査及び分析
3. 技術評価情報の収集・分析・流通及び関連情報網構築
4. 技術評価情報の共同活用及び拡散のための事業

③関係中央行政機関の長は、技術評価機関が次の各号のいずれか一つに該当すれば、その指定を取り消すことができる。ただし、第2号、第4号または第5号に該当すれば、その指定を取り消さなければならない。

1. 指定された後年間技術評価実績が大統領令で定める件数以下の場合
2. 偽り若しくはその他の不正な方法で指定を受けた場合
3. 第4項による通報義務を3回以上履行しない場合
4. 自ら指定の取り消しを希望する場合
5. 閉業などによって第2項の事業をすることができなくなった場合
6. 第1項による指定基準に達さなくなった場合

④技術評価機関は、企業の経営・営業上秘密の維持など大統領令で定める特別な事由がある場合を除いては、第2項第1号・第3号及び第4号による技術評価情報を産業通商資源部長官に通報しなければならない。

⑤産業通商資源部長官は、第4項によって通報を受けて技術評価情報が技術評価機関の間に共有されることができ、技術移転・事業化の促進のために活用されることができるようその技術評価情報を管理しなければならない。

⑥第1項による指定手続き、第3項による指定取消の手続き、第4項による通報の範囲及び第5項による技術評価情報の管理方案などに関して必要な事項は、大統領令で定める。

第6章の2 特許信託管理業

第35条の2(特許信託管理業の許可など) ①特許信託管理業をしようとする者は、大統領令で定めるところにより産業通商資源部長官の許可を受けなければならない。但し、「信託業法」第3条第1項によって認可を受けた場合には、この限りでない。

②産業通商資源部長官は、次の各号のいずれか一つに該当する場合を除いては、第1項による技術信託管理業の許可をしなければならない。

1. 営利を目的とする法人・機関または団体である場合
2. 産業通商資源部令で定める人力、組織及び技術能力などを備えることができなかった場合
3. 法人・機関または団体の役員または代表者が次の各目のいずれか一つに該当する場合
 - イ. 被成年後見人
 - ロ. 破産宣告を受けて復権していない人
 - ハ. 禁固以上の実刑が宣告されてその執行が終わるか(執行が終わったものと見る場合を含む)免除された日から1年を経たない人
 - ニ. 禁固以上の刑の執行猶予が宣告されその猶予期間中にある人
 - ホ. 罰金刑が宣告されて1年を経たない人
4. 大韓民国に住所を置かない法人・機関または団体である場合
5. 第35条の7により許可が取り消された(第3号イ目またはロ目に該当して許可が取り消された場合は除く)後3年を経たない人

③産業通商資源部長官は、第1項により技術信託管理業を許可しようとする場合には、予め金融委員会委員長と協議しなければならない。この場合、金融委員会委員長は、協議の要請を受けた日から勤務日を基準にして5日以内に意見を返信しなければならない。

④産業通商資源部長官は、第1項による技術信託管理業の許可申請を受けた日から勤務日を基準にして20日以内に許可可否または許可処理遅延事由を通知しなければならない。この場合、その期限内に許可可否または許可処理遅延事由を通知しなかった場合には、その期限が過ぎた日の翌日に許可したものと見る。

⑤産業通商資源部長官は、第4項により許可処理遅延事由を通知する場合には、第4項の許可処理期間を10日以内で延長することができる。

⑥第1項により技術信託管理業の許可を受けた者(以下“技術信託管理機関”という)は、その業務に関して技術などの委託者、利用者、その他該当技術などの移転及び事業化と関連した者(以下“技術委託者など”という)から手数料をもらうことができる。

⑦第6項による手数料の料率または金額は、技術信託管理機関が産業通商資源部長官の承認を受けて定める。この場合、産業通商資源部長官は、適用期間を条件として付けて承認することができる。

⑧第7項による手数料の基準、支給方式及び承認手続きなどに関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第35条の3(信託事務の方法) ①技術信託管理機関は、信託した技術などに対しては損失の補填若しくは利益の保障をしてはならない。

②技術信託管理機関は、信託契約期間が終わった場合には、信託した技術などの運用実績によってその利益などを受益者または委託者に支給または返還しなければならない。

③技術信託管理機関は、技術などの委託者が信託契約期間が終了される前に信託契約を解約する場合には、信託した技術などの運用実績から信託契約で定めている中途解約手数料を引いて委託者に返還または支給しなければならない。但し、委託者が取引の不便などを理由に信託契約を解約するなど金融委員会が定めて告示する事由に該当する場合には、中途解約手数料を引かない。

④技術信託管理機関は、技術などの委託者に信託契約で定めるところに従い信託報酬をもらうことができる。

第35条の4(信託事務の委託) ①技術信託管理機関は、「信託法」第37条第1項にかかわらず信託を受けた事務を第三者に委託することが信託の目的に照らして妥当であり委託に対し受益者の同意を受けた場合には、大統領令で定める信託事務の一部を第三者に委託することができる。

②技術信託管理機関が第1項により信託事務を第三者に委託するときには、信託の目的に照らして該当事務を遂行するのに適合した者(該当事務を処理するために関係法令上一定の資格が要求される場合には、その資格を備えた者に限定する)に委託しなければならない。

③技術信託管理機関が第1項により信託事務を第三者に委託した場合には、その第三者に対し信託目的を達成するために必要な監督をしなければならない。

④技術信託管理機関は、技術などの委託者に対し第1項により信託事務が委託された第三者の選任・管理に対してのみ責任を負う。

第35条の5(技術信託管理機関の義務) ①技術信託管理機関は、彼が管理する技術などの目録を大統領令で定めるところに従い四半期別に作成して一般人が閲覧することができるように備えておくか、インターネットホームページなどを通じて公告しなければならない。

②技術信託管理機関は、利用者が要請する場合には、正当な事由がなければ彼が管理する技術などの技術移転契約を締結するために必要な情報として大統領令で定める情報を適切な期間以内に提供しなければならない。

第35条の6(監督) 産業通商資源部長官は、技術委託者などを保護するか技術などの移転及び事業化を促進するために技術信託管理機関に対して前年度の事業実績と該当年度の事業計画に関する資料の提出または必要な報告をさせるか是正命令など必要な命令をすることができる。

第35条の7(許可の取消など) ①産業通商資源部長官は、技術信託管理機関が次の各号のいずれか一つに該当すると、大統領令で定めるところに従い許可を取り消すか6ヶ月以内の期間を定めて業務の停止を命ずることができる。但し、第1号から第3号までのいずれか一つに該当すると、その許可を取り消さなければならない。

1. 偽り若しくはその他の不正な方法で第35条の2第1項による許可を受けた場合
2. 第35条の2第2項第3号から第5号までの欠格事由に該当するようになった場合。但し、第35条の2第2項

第3号に該当するようになった法人・機関または団体が欠格事由が発生した日から3ヶ月以内にその役員または代表者を変えて任命する場合は除く。

3. 業務停止処分を受けた後その業務停止期間に営業を継続した場合
 4. 第35条の2第7項により承認を受けた範囲を超過して手数料を受け取った場合
 5. 第35条の5に違反して正当な事由なしに技術などの目録を備置・公告しないか適切な期間以内に情報を提供しなかった場合
 6. 第35条の6による資料の提出または報告を正当な事由なしにしないか偽りでした場合
 7. 第35条の6による命令を受けて正当な事由なしに履行しなかった場合
- ②第1項による行政処分の細部基準は、違反行為の種類と違反程度などを考慮して産業通商資源部令で定める。

第35条の8(課徴金処分) ①産業通商資源部長官は、技術信託管理機関が第35条の7第1項第4号から第7号までの規定のうちいずれか一つに該当して業務停止処分をしなければならない場合であって、業務停止処分をすると共益を害する恐れがある時には、その業務停止処分に代えて5千万ウォン以下の課徴金を賦課・徴収することができる。

②産業通商資源部長官は、第1項によって課徴金賦課処分を受けた者が納付期限までに課徴金を出さなければ、国税滞納処分の例によって徴収する。

③第1項によって課徴金を賦課する違反行為の種類及び違反程度などによる課徴金の金額とその他必要な事項は、大統領令で定める。

第7章 補則及び罰則

第36条(報告と資料の提出) 関係中央行政機関の長は、第15条による技術移転・事業化促進事業を推進するために必要な場合にはその事業に参加した者にその事業に関する業務の報告若しくは資料の提出を要求することができる。この場合、業務の報告または資料の提出を要求された者は、正当な事由がなければその要求に誠実に従わなければならない。

第37条(聴聞) 関係中央行政機関の長は、次の各号のいずれか一つに該当する処分をするためには、聴聞をしなければならない。

1. 第10条第3項による技術取引機関の指定取消
2. 第12条の2第2項による事業化専門会社の指定取消
3. 第14条第4項による技術取引者の登録取消
4. 第21条の6による技術持株会社の登録取消
5. 第35条第3項による技術評価機関の指定取消
6. 第35条の7第1項による技術信託管理業の許可取消または業務停止

第38条(秘密漏洩の禁止) 技術移転・事業化促進に参加した者は、技術移転・事業化促進に参加しながら知った公共研究機関及び企業の秘密を漏らしてはならない。

第 39 条(業務の委託) 関係中央行政機関の長は、大統領令で定めるところに従いその業務の一部を技術振興院の長、技術取引機関の長及び技術評価機関の長に委託することができる。

第 40 条(罰則適用時の公務員の擬制) 関係中央行政機関の長が第 39 条によって委託した業務に携わる技術振興院・技術取引機関または技術評価機関の役員及び職員は、「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定を適用するときには公務員と見る。

第 41 条(罰則) ①第 4 条第 2 項ただし書きに従い準用される「資本市場と金融投資業に関する法律」第 108 条第 2 号及び同条第 4 号から第 7 号までの規定に違反した者は、5 年以下の懲役または 2 億ウォン以下の罰金に処する。

1. 削除
2. 削除

②第 38 条に違反して秘密を漏洩した者は、5 年以下の懲役または 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

③第 35 条の 2 第 1 項に違反して許可を受けずに技術信託管理業をした者は、3 年以下の懲役または 2 億ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 4 条第 2 項ただし書きによって準用される「資本市場と金融投資業に関する法律」第 104 条第 2 項に違反して信託財産を固有財産として取得した者
2. 第 4 条第 2 項ただし書きによって準用される「資本市場と金融投資業に関する法律」第 114 条第 3 項に違反して会計監査を受けなかった者

④次の各号のいずれか一つに該当する者は、3 年以下の懲役または 1 億ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 4 条第 2 項ただし書きに従い準用される「資本市場と金融投資業に関する法律」第 104 条第 2 項に違反して信託財産を固有財産として取得した者
2. 第 4 条第 2 項ただし書きに従い準用される「資本市場と金融投資業に関する法律」第 114 条第 3 項に違反して会計監査を受けなかった者

⑤第 1 項、第 3 項及び第 4 項に該当する罪を犯した者には、懲役と罰金を併科することができる。

第 42 条(両罰規定) 法人・機関・団体の代表者や法人・機関・団体または個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人・機関・団体または個人の業務に関して第 41 条第 1 項・第 3 項又は第 4 項の違反行為をしたら、その行為者を罰する外にその法人・機関・団体または個人にも該当条文の罰金刑を科する。但し、法人・機関・団体または個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合には、この限りでない。

付則

第 1 条(施行日) この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(経過措置) ①この法施行当時以前の「技術移転促進法」第 4 条の規定による技術移転及び事業化促進計画は、この法第 5 条の規定による技術移転・事業化促進計画と見る。

②この法施行当時以前の「技術移転促進法」第5条の規定による技術移転及び事業化政策審議会及びその委員は、この法第6条の規定による技術移転・事業化政策審議会及びその委員と見る。

③この法施行当時以前の「技術移転促進法」第8条の規定による技術評価専門機関は、この法第35条の規定による技術評価機関と見る。

④この法施行当時以前の「技術移転促進法」第11条の規定によって韓国技術取引所に登録した技術取引社は、この法第14条の規定によって産業資源部長官に登録した技術取引社と見る。

第3条(他の法律の改正) ①国家研究開発事業などの成果評価及び成果管理に関する法律の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「技術移転促進法」を「技術の移転及び事業化促進に関する法律」にする。

第12条第3項中「技術移転促進法」第4条の規定による技術移転及び事業化促進計画を「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第5条第1項の規定による技術移転・事業化促進計画にする。

第13条第1項但し書き中「技術移転促進法」を「技術の移転及び事業化促進に関する法律」にする。

②大・中小企業共存協力促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「技術移転促進法」第7条大1項の規定による技術取引機関を「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第10条の規定による技術取引機関にする。

③デドック研究開発特区などの育成に関する特別法の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「技術移転促進法」を「技術の移転及び事業化促進に関する法律」にする。

④発明振興法の一部を次のように改正する。

第8条第2項但し書き中「技術移転促進法」第9条第1項後段のを「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第11条第1項後段のにする。

第24条第2項第2号の3中「技術移転促進法」第6条の規定によるを「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第9条の規定によるにする。

⑤産業技術革新促進法の一部を次のように改正する。

第13条第3項第2号中「技術移転促進法」第6条のを「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第9条のにする。

⑥産業教育振興及び産学協力促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第27条第2項全段中「技術移転促進法」第9条第1項及び第3項の規定にを「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第11条第1項及び第2項の規定にし、同項後段中「技術移転促進法」第9条の規定によるを「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第11条の規定によるにする。

⑦産業集積活性化及び工場設立に関する法律の一部を次のように改正する。

第22条の2第1項4号を次のようにする。

4.「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第17条の規定による地方自治体の技術移転・事業化促進事業

第4条(他の法律との関係) この法施行当時他の法律で以前の「技術移転促進法」またはその規定を引用した場合、この法の中でそれに該当する規定がある時には以前の規定に替えてこの法またはこの法の該当規定を引用したものと見る。

付 則(政府組織法)<第 8852 号、2008.2.29>

第 1 条(施行日) この法は公布した日から施行する。但し、…<省略>…、付則第 6 条により改正される法律のうち、この法の施行前に公布されたが施行日が到来していない法律を改正した部分は、各々該当法律の施行日より施行する。

第 2 条から第 5 条まで 省略

第 6 条(他の法律の改正) ①から<340>まで 省略

<341>技術の移転及び事業化促進に関する法律の一部を下記の通り改正する。

第 2 条第 7 号のうち“財政經濟部、教育人的支援部、科学技術部、産業資源部、情報通信部”を“企画財政部、教育科学技術部、知識經濟部”にする。

第 6 条第 1 項のうち“産業資源部”を“知識經濟部”にし、同条第 3 項各号外の部分のうち“産業資源部長官”を“知識経済部長官”にし、同項第 2 号のうち“科学技術部長官及び情報通信部長官”を“教育科学技術部長官”にし、同条第 5 項のうち“産業資源部次官補”を“知識經濟部所属公務員のうち長官が指名する者”にする。

第 5 条第 2 項・第 4 項前段、第 8 条第 2 項前段、第 9 条第 1 項、第 14 条第 1 項・第 3 項・第 4 項、第 35 条第 4 項・第 5 項のうち“産業資源部長官”を各々“知識経済部長官”にする。

<342>から<760>まで 省略

第 7 条 省略

付則<第 8934 号、2008.3.21>

この法は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

付則(産業技術革新促進法)<第 9369 号、2009.1.30>

第 1 条(施行日) この法は公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条から第 7 条まで 省略

第 8 条(他の法律の改正) ① 省略

②技術の移転及び事業化促進に関する法律の一部を次の通り改正する。

第 7 条第 2 項各号以外の部分及び同条第 3 項中“第 9 条の規定による韓国技術取引所”を“「産業技術革新促進法」第 38 条による韓国産業技術振興院(以下“技術振興院”という)”にし、第 9 条を削除し、第 10 条第 5 項、第 22 条第 2 項、第 23 条第 1 項・第 2 項、第 29 条第 1 項第 1 号、第 34 条第 1 項前段、第 39 条及び第 40 条中“韓国技術取引所”をそれぞれ“技術振興院”にする。

③から⑤まで 省略

第 9 条 省略

付則<第 9582 号、2009.4.1>

この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

付則<第 9689 号、2009.5.21>

この法は、公布した日から施行する。

付則<第 10251 号、2010.4.12>

第 1 条(施行日) この法は公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(経過措置) この法施行当時、従前の規定による特許信託管理業の許可を受けた者は、この法による技術信託管理業の許可を受けた者とする。

付則<第 11231 号、2012.1.26>

第 1 条(施行日) この法は公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(技術信託管理業の許可に関する適用例) 第 35 条の 2 の改正規定は、この法施行後最初に申請される技術信託管理業の許可から適用する。

第 3 条(聴聞に関する経過措置) この法施行当時、従前の規定により意見陳述の機会を与えた場合には、第 37 条の改正規定により聴聞をしたものとする。

付則<第 11232 号、2012.1.26>

第 1 条(施行日) この法は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条から第 10 条まで省略

第 11 条(他の法律の改正) ①技術の移転及び事業化促進に関する法律の一部を次の通り改正する。

第 19 条第 3 項第 2 号中“「大徳研究開発特区などの育成に関する特別法」第 2 条第 5 号”を“「研究開発特区の育成に関する特別法」第 2 条第 6 号”とする。

②から⑥まで省略

第 12 条 省略

付則<第 11690 号、2013.3.23> (政府組織法)

第 1 条(施行日) ①この法は公布した日から施行する。

②省略

第 2 条から第 5 条まで省略

第 6 条(他の法律の改正) ①から<364>まで省略

<365>技術の移転及び事業化促進に関する法律の一部を次の通り改正する。

第 2 条第 7 号中“教育科学技術部、知識経済部”を“未来創造科学部、教育部、産業通商資源部”とする。

第 5 条第 2 項、同条第 4 項前段、第 8 条第 2 項前段、第 12 条の 3 第 1 項、第 14 条第 1 項、同条第 4 項各号以外の部分本文、同条第 5 項、第 21 条の 2 第 2 項、第 21 条の 3 第 3 項、第 21 条の 6 各号以外の部分本文、第 35 条第 4 項・第 5 項、第 35 条の 2 第 1 項本分、同条第 2 項各号以外の部分、同条第 3 項前段、第 4 項前段、同条第 5

項、同条第7項前段及び後段、第35条の6、第35条の7第1項各号以外の部分本文、第35条の8第1項及び第2項中“知識経済部長官”を各々“産業通商資源部長官”とし、第15条の2第1項各号以外の部分中“知識経済部長官”を“産業通商資源部長官”とする。

第35条の2第2項第2号、同条第8項及び第35条の7第2項中“知識経済部令”を各々“産業通商資源部令”とする。

<366>から<710>まで省略

第7条省略

付則<第12284号、2014.1.21>

第1条(施行日) この法は公布した日から施行する。

第2条(禁治産者などに対する経過措置) 第35条の2第2項第3号イ目の改正規定による被成年後見人には法律第10429号民法一部改正法律付則第2条により禁治産又は準禁治産宣告の効力が維持される人を含むものと見る。

付則<第12844号、2014.11.19>(政府組織法)

第1条(施行日) この法は公布した日から施行する。但し、付則第6条により改正される法律のうち、本法施行前に公布されたが施行日が到来していない法律を改正した部分は各々該当法律の施行日から施行する。

第2条から第5条まで 省略

第6条(他の法律の改正) ①から<179>まで省略

<180>技術の移転及び事業化促進に関する法律の一部を次の通り改正する。

第2条第7号中“未来創造科学部、教育部”を“教育部、未来創造科学部”とする。

<181>から<258>まで省略

第7条 省略

付則<第14663号、2017.3.21>

この法は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

付則<第14839号、2017.7.26>(政府組織法)

第1条(施行日) ①この法は、公布した日から施行する。ただし、付則第5条により改正される法律のうち、この法施行前に公布されたが、施行日が到来していない法律を改正した部分は、各々該当法律施行日から施行する。

第2条から第4条まで省略

第5条(他の法律の改正) ①から<319>まで省略

<320>技術の移転及び事業化促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第7号のうち“未来創造科学部”を“科学技術情報通信部”とする。

<321>から<382>まで省略

第6条 省略

付則<第 15571 号、2018.4.17>

この法は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。